

令和7年度 第1回水戸市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時 令和7年10月20日（月）

午前10時から

場所 水戸市役所政策会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 正副会長選出

5 議 題

(1) 水戸市ごみ処理基本計画（第4次）進捗状況報告

(2) 報告事項

ア 受益者負担割合について

イ 分別区分について

(3) その他

6 閉 会

【配布資料等】

- 1 令和7年度 第1回水戸市廃棄物減量等推進審議会次第（本紙）
- 2 水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- 3 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）
- 4 委嘱状
- 5 資料1 2024（令和6）年度水戸市ごみ処理基本計画（第4次）進捗状況報告書
- 6 資料2 令和6年度 ごみ処理に係る受益者負担割合の実績について
- 7 資料3 分別区分の変更について（自転車）（案）
- 8 資料4 分別区分の追加について（小型充電式電池）（案）
- 9 参考 水戸市ごみ処理基本計画（第4次）

水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出 区分	所属団体等	役職・氏名
学 識 経 験 者	茨城大学	人文社会科学部 教授 はすい せいいちろう 蓮井 誠一郎
	水戸商工会議所	総務部 会員サービス課長 おおつ かおり 大津 香里
	水戸市議会	総務環境委員 はかまつか たかお 袴塚 孝雄
	水戸市議会	総務環境委員 すだ ひろかつ 須田 浩和
市 民	NPO消費者市民ネット21	理事 ふじさく りえこ 藤咲 利枝子
	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	常任理事 なかむら ひではる 中村 秀晴
	水戸市高齢者クラブ連合会	理事 たかね のぶかず 高根 信和
	水戸市地域女性団体連絡会	副会長 ぐんち みよ 軍地 美代
	女性人材バンク	ひゃくたけ さちこ 百武 幸子
	公募	ごとう ちづる 後藤 千鶴
事 業 者	いばらきコープ生活協同組合	総合企画室 参加とネットワーク担当課長 やくぼ はじめ 矢久保 元
	イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店	人事総務課長 いなだ かずこ 稲田 加寿子
処 理 業 者	水戸市環境整備事業協同組合	理事長 みやざき まさひこ 宮崎 雅彦
	水戸市再資源化事業協同組合	代表理事 かわさき こういち 川崎 晃一
行政 機関	茨城県県民生活環境部資源循環推進課	資源循環推進課長 ひろせ ふみあき 廣瀬 史明

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

平成 12 年 3 月 29 日

水戸市条例第 6 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、学識経験を有する者、市民、事業者、一般廃棄物処理業者、関係行政機関の職員等のうちから、市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 9 条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

2024（令和6）年度 水戸市ごみ処理基本計画（第4次）進捗状況報告書

1 計画概要

(1) 計画の位置付け

水戸市ごみ処理基本計画(第4次)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条に基づき同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、2024（令和6）年6月に策定した計画です。

本計画では、循環型社会形成に向け、国や茨城県の計画を考慮しつつ、市の関連計画と整合・連携を図りながら、さらなるごみの発生抑制・再使用及び再資源化を推進することとしています。

(2) 計画の期間

計画期間：2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで（10年間）

基準年度：2013（平成25）年度

(3) 目指す将来像

市民、事業者、行政が協働してつくる資源循環型都市・水戸
～ごみの減量化・再資源化の徹底による環境負荷の低減～

(4) 目標達成に向けた取組

基本方針1 ごみの減量化の推進

食品ロスの削減をはじめとするごみの発生抑制（リデュース）やライフスタイルの転換による再使用（リユース）の促進など、ごみの減量化へ向けた施策を最優先事項として推進します。

基本方針2 再資源化（リサイクル）の推進

分別の徹底に向けた意識啓発、ペットボトルの水平リサイクルなど、再資源化に資する各種施策を総合的に推進します。

基本方針3 適正な処理・運営の推進

ごみの排出から処分に至る各段階において、ごみ排出ルールの指導徹底や収集運搬体制の効率化、ごみ収集サービスの向上等の施策を進めるとともに、安全・安心な暮らしを支える社会基盤であるごみ処理施設等が持続的に安定して機能するよう適正な管理・運営を推進します。また、災害時等の緊急時においても適正かつ円滑・迅速な対応ができるよう、日頃から廃棄物処理体制の維持・確保を図ります。

2 目標の達成状況

本計画の目標項目・数値及び達成状況を表1に示します。

①一人一日当たりのごみ排出量, ②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量, ④リサイクル率については, 目標達成に向けて推移していますが, ③事業系ごみ排出量については, 基準年度と比較して増加しています。

目標達成に向けて, さらなるごみ排出量の減少及びリサイクル率向上のため施策の推進が必要な状況です。

表1 計画の目標項目・数値及び達成状況

目標項目	年度	基準年度	実績	中間目標	目標
		2013 (平 25)	2024 (令 6)	2028 (令 10)	2033 (令 15)
① 一人一日当たりのごみ排出量		1,111g	981g	910g	820g
② 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量		674g	535g	500g	440g
③ 事業系ごみ排出量		34,039 t	35,130 t	31,025 t	28,525 t
④ リサイクル率		17.4%	26.0%	30%	30%以上

※ 本計画では, 国の計画において基準年度とした2013(平成25)年度を基準年度とする。

※ 一人一日当たりのごみ排出量とは, 家庭系ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物(集団資源物回収含む))と事業系ごみの総量である。

※ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は, 家庭から排出される燃えるごみ, 燃えないごみ, 粗大ごみ, 有害ごみの総量である。

※ 事業系ごみ排出量とは, 事業系ごみ(資源物含む)の総量である。

※ リサイクル率とは, ごみ処理量に対する資源化量の割合である。

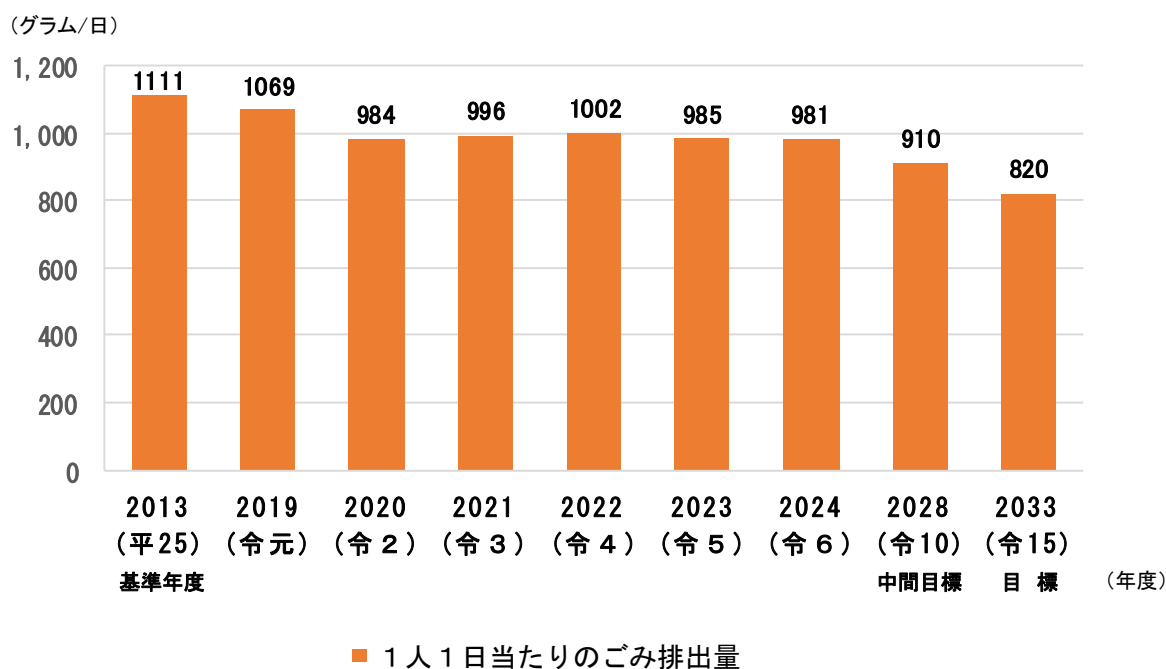
(1) 一人一日当たりのごみ排出量の推移

2024（令和6）年度の一人一日当たりのごみの排出量は、981グラムであり、基準年度である2013（平成25）年度の1,111グラムと比較し、130グラムの減少となりました。（図1-1）

排出量の推移は、2020（令和2）年度に大きく減少し、そこから2022（令和4）年度まで増加した後、減少傾向にあります。

2020（令和2）年度は、清掃工場「えこみっと」稼働に伴い、集積所収集の分別品目に、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装等を追加し、5種16分別に細分化したことや、新型コロナウイルス感染症まん延防止策に起因する経済活動の鈍化の影響などにより、ごみの排出量が前年度比で、大きく減少（85グラム）したものと推測されます。

2033（令和15）年度の目標（820グラム）達成に向け、引き続き、市民、事業者、行政の協働により、ごみの発生抑制及び再使用への施策を最優先に取り組む必要があります。



- ※ 本計画では、国の計画において基準年度とした2013（平成25）年度を基準年度とする。
- ※ 一人一日当たりのごみ排出量とは、家庭系ごみ（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物（集団資源物回収含む））と事業系ごみの総量である。
- ※ 2013（平成25）年度から2024（令和6）年度までは実績値を、2028（令和10）年度は中間目標を、2033（令和15）年度は目標の値を指す。

図1-1 一人一日当たりのごみ排出量の推移

(2) 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

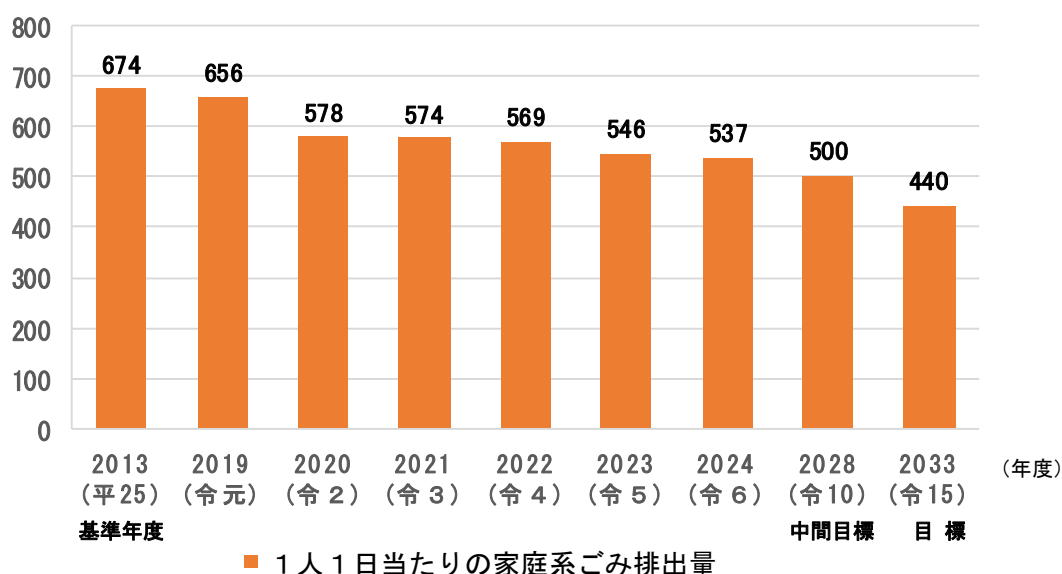
2024（令和6）年度の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、537グラムであり、基準年度である2013（平成25）年度の674グラムと比較し、137グラムの減少となりました。（図1-2）

排出量の推移は、基準年度の2013（平成25）年度以降、減少傾向の状況にあります。

2020（令和2）年度は、清掃工場「えこみっと」稼働に伴い、集積所収集の分別品目に、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装等を追加し、5種16分別に細分化したことや、新型コロナウイルス感染症まん延防止策に起因する経済活動の鈍化の影響などにより、家庭系ごみの排出量が前年度比で、大きく減少（78グラム）したものと推測されます。

2033（令和15）年度の目標（440グラム）達成に向け、これまで順調に推移している状況です。引き続き、家庭系ごみの発生抑制及び再使用によるごみの減量化へ向けた各種施策を積極的に進めてまいります。

（グラム/日）



※ 本計画では、国の計画において基準年度とした2013（平成25）年度を基準年度とする。

※ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は、家庭から排出される燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみの総量である。（資源物は含まない。）

※ 2013（平成25）年度から2024（令和6）年度までは実績値を、2028（令和10）年度は中間目標を、2033（令和15）年度は目標の値を指す。

図1-2 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量の推移

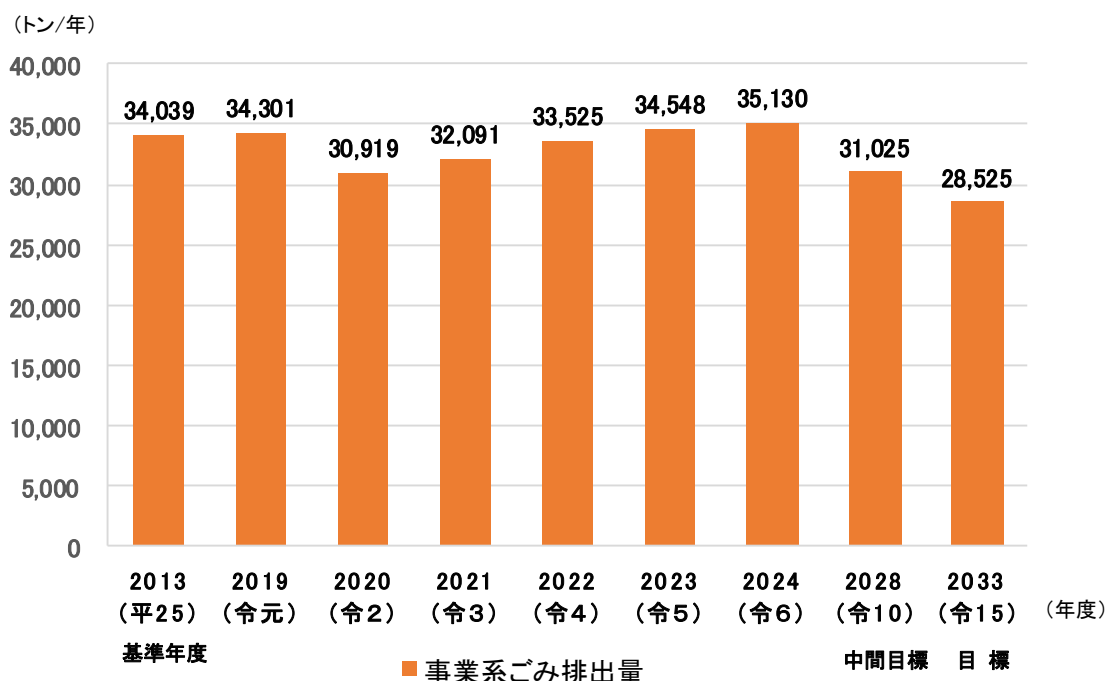
2024（令和6）年度の事業系ごみの年間排出量は、35,130トンであり、基準年度である2013（平成25）年度の34,039トンと比較し、1,091トンの増加となりました。（図1-3）

排出量の推移は、2020（令和2）年度に大きく減少し、そこから2024（令和6）年度まで増加傾向の状況にあります。基準年度以前の排出量については、2007（平成19）年度40,487トンをピークとして、概ね減少傾向で推移していましたが、2020（令和2）年度を境に増加傾向に転じている状況にあります。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止策に起因する経済活動の鈍化の影響などにより事業系ごみ排出量が、前年度比で大きく減少（3,382トン減）したものとされます。その後は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、徐々に回復した経済活動と比例して事業系ごみが増加したものと推測されます。

2033（令和15）年度の目標（28,525トン）達成に向け、6,605トンの削減が必要な状況です。

今後は、特に多量のごみを排出する事業者に対し、ごみの減量化の指導の強化に努めるとともに、一層のごみの減量化、分別及び適正排出施策の推進を図ってまいります。



※ 本計画では、国の計画において基準年度とした2013（平成25）年度を基準年度とする。

※ 事業系ごみ排出量とは、事業系ごみ（資源物含む）の総量である。

※ 2013（平成25）年度から2024（令和6）年度までは実績値を、2028（令和10）年度は中間目標を、2033（令和15）年度は目標の値を指す。

図1-3 事業系ごみ排出量の推移

(4) リサイクル率の推移

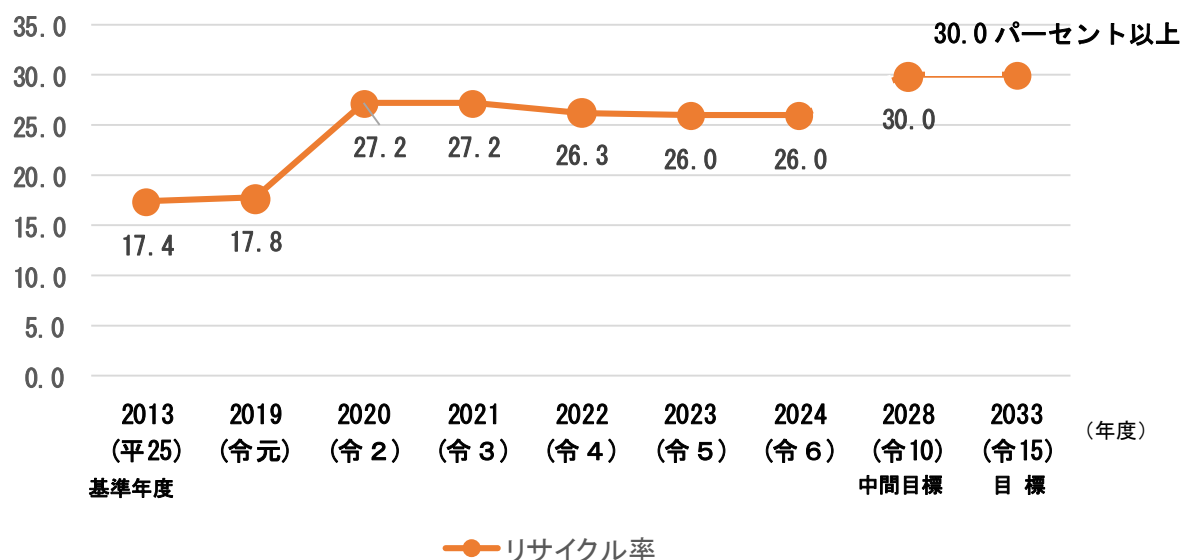
2024（令和6）年度のリサイクル率は26.0パーセントであり、基準年度である2013（平成25）年度の17.4パーセントと比較し、8.6ポイントの増加となりました。（図1-4）

リサイクル率の推移は、2020（令和2）年度に大きく増加し、そこから2022（令和4）年度まで減少した後、横ばい傾向にあります。

2020（令和2）年度には、家庭ごみ集積所の分別品目を5種16分別に細分化したことで、これまで燃えるごみとして処理されていた、白色トレイ、プラスチック製容器包装が新たに資源物として分別収集することになったことや焼却処理した後に排出される主灰を再資源化したことにより、リサイクル率が大幅に上昇したものと推測されます。

2033（令和15）年度の目標（30パーセント以上）達成に向け、より一層市民、事業者、行政の協働による資源物の分別及び再資源化に向けた施策を積極的に推進してまいります。

（パーセント）



- ※ 本計画では、国の計画において基準年度とした2013（平成25）年度を基準年度とする。
- ※ 事業系ごみ排出量とは、事業系ごみ（資源物含む）の総量である。
- ※ 2013（平成25）年度から2024（令和6）年度までは実績値を、2028（令和10）年度は中間目標を、2033（令和15）年度は目標の値を指す。
- ※ リサイクル率とは、ごみ処理量に対する資源化量の割合である。

図1-4 リサイクル率の推移

3 2024（令和6）年度の取組状況

今後の方針の凡例

【点検】： 具体的施策の取組内容を評価し、より効果的な取組方法の検討につなげるもの。

【継続】： 現在の具体的施策の取組内容を継続するもの。

【実施済】： 現時点で計画内容の全部（または一部）を実施したもの。

【実施予定】： 現時点で実施に至っていないが、計画期間内に実施するもの。

基本方針 I ごみの減量化の推進

基本施策 I-i 啓発活動・環境教育による意識改革

具体的施策 1 環境教育の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	清掃工場「エコみっと」を拠点とした環境教育の推進	・環境啓発イベントの開催 水戸市清掃工場にて「まなぼう！エコみっと」を開催（水戸環境テクノロジー(株)主催，水戸市後援）	【点検】 【継続】
②	ごみ処理施設の見学会等の開催	・ごみ処理施設見学会の開催 受入人数：延べ 2,913 人 受入回数：延べ 81 回	【点検】 【継続】
③	イベントにおける啓発活動	・水戸まちなかフェスティバルへの出展（5月） ・ごみゼロの日キャンペーンの実施（5月） ・環境フェアの実施（6月） ・リサイクル工場見学ツアーの実施（8月）2回	【点検】 【継続】
④	いきいき出前講座の実施	・令和6年度は、いきいき出前講座開催の要請なし	【点検】 【継続】

具体的施策 2 ごみの減量化等を促進する情報の提供

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	関連刊行物の発行及び情報発信	・ごみ分別パンフレットの発行・配布 8,000 部 ・ごみ収集カレンダーの発行・配布 130,000 部 ・ごみマガ（10月，7年3月）の発行・配布 4,460 部 ・事業系ごみ減量のための啓発チラシの作成・配布 5,000 部	【点検】 【継続】

②	ごみ減量に関する情報の発信及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みと、市ホームページ、SNS 等による情報発信 ・水戸まちなかフェスティバルへの出展（5月） ・ごみゼロの日キャンペーンの実施（5月） 	【点検】 【継続】
③	エコ・ショップ認定事業所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル等の店頭回収やリサイクル商品販売などに積極的に取り組む店舗を認定，更新 令和6年度現在の認定事業所34店舗（増減なし）	【点検】 【継続】
④	充電式電池や消火器など，市で処理できない物の処理方法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別パンフレットへの掲載 ・広報みと，市ホームページ，SNS 等による周知 ・適正なごみの排出を啓発するため，(社)JBRCのリサイクルBOXへの投入時や工場での受入時の注意事項や発火事例等を市ホームページで紹介 	【点検】 【継続】

基本施策 I-ii ごみの発生・排出を抑制する取組
 具体的施策 3 食品ロス削減の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	市ホームページ、SNS 等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みと，市ホームページ，SNS 等による啓発 	【点検】 【継続】
②	「みと食べきり運動協力店」の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けた取組を実践する事業所を登録，更新，令和6年度現在の登録店舗数は，66店舗（9店舗増） 	【点検】 【継続】
③	30・10（さんまる・いちまる）運動や3・10（みと）チェック運動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みと，ごみマガ，市ホームページ，SNS 等による啓発 ・庁内グループウェアインフォメーションへの掲示による職員向け啓発 	【点検】 【継続】
④	使いきりレシピの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ，ごみマガによる啓発 	【点検】 【継続】
⑤	フードドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「きずなBOX」の周知 市内64箇所に設置 ・食品ロス削減月間（10月）や水戸まちなかフェスティバル等でのフードドライブの実施 	【点検】 【継続】

具体的施策 4 有料化等によるごみ減量へ向けた意識醸成

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	ごみ処理手数料の見直しに向けた検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会における審議3回(5月, 11月, R7年1月) ・今後見込まれる運営経費や社会情勢等を加味し, 受益者負担の原則に基づく今後のごみ処理手数料のあり方について審議会に諮問した。 <p>近年の社会情勢を鑑み事業運営を安定的に継続するため, 適正な受益者負担割合を維持し, 排出量に応じた負担の公平性を確保するため, 手数料改定は, 妥当との審議会からの答申を踏まえ, ごみ処理手数料を改定した。(R7年3月条例改正, R8年4月施行)</p>	【実施済】 【点検】
②	市指定ごみ収集袋の形状や容量等のあり方についての調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会における審議3回(5月, 11月, R7年1月) ・市民の利便性の向上とともに, ごみの減量にもつながる有効な手段であることから, 審議会からの答申を踏まえ, 新たに30リットルの燃えるごみ収集袋を追加した。 <p>(R7年3月条例改正, R8年4月施行)</p>	【実施済】 【点検】

具体的施策 5 事業系ごみ減量化の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	事業者に対するごみ減量セミナーの開催, 実施事例の情報提供 6-⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸商工会議所会報への折り込みによるリーフレットの配布 ・常澄商工会及び内原商工会の窓口にリーフレット設置 ・保健所での飲食店営業許可等の手続き時にリーフレット配布 	【点検】 【継続】
②	事業系ごみガイドライン及びマニュアルの作成 6-⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への指導時におけるヒアリングや他市事例の調査など, ガイドライン及びマニュアル作成に向けての情報収集を行った。 	【実施予定】
③	ごみ減量優良事業所表彰制度の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への指導時におけるヒアリングや他市事例の調査など, 表彰制度の実施に向けての情報収集を行った。 	【実施予定】

具体的施策 6 事業系ごみの分別及び適正排出の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	事業系ごみの分別及び適正排出の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸商工会議所会報への折り込みによるリーフレットの配布 ・常澄商工会, 内原商工会の窓口にリーフレット設置 ・保健所での飲食店営業許可等の手続き時にリーフレット配布 	【点検】 【継続】
②	事業系ごみ実態把握のための調査	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業許可業者及び小売店舗への処理量の調査(6か月ごとに実施) ・水戸市環境整備事業協同組合との協働による調査に向けた調整 	【点検】 【継続】
③	家庭系ごみへの混入防止の指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の店舗・事務所等への実地指導 ・水戸商工会議所会報への折り込みによるリーフレットの配布 ・常澄商工会及び内原商工会の窓口にリーフレット設置 ・保健所での飲食店営業許可等の手続き時にリーフレット配布 	【点検】 【継続】
④	多量にごみを排出する事業者に対する減量指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・常澄商工会及び内原商工会の窓口にリーフレット設置 ・保健所での飲食店営業許可等の手続き時にリーフレット配布 ・現場における調査・指導の実施(随時) 	【点検】 【継続】
⑤	事業者に対するごみ減量セミナーの開催, 実施事例の情報提供 5-①	5-①に同じ	【点検】 【継続】
⑥	事業系ごみガイドライン及びマニュアルの作成 5-②	5-②に同じ	【実施予定】

具体的施策 7 プラスチックごみの削減

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	プラスチック使用製品の分別収集・再商品化手法の検討 11-③	・茨城県が主催するワーキンググループへ参加し、課題整理、他自治体の事例の調査研究	【点検】 【継続】
②	バイオマスプラスチックを使用した市指定ごみ収集袋の導入の検討 19-③	・ごみ収集袋作成業者からバイオマスプラスチック等の情報収集	【点検】 【継続】
③	エコバッグ持参の促進 9-③ 19-⑤	・レジ袋削減状況の公表 ・広報みと、市ホームページ等での啓発	【点検】 【継続】
④	マイボトルの使用促進	・使用促進に向けた準備（関係課と協議実施）	【点検】 【継続】
⑤	ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の強化 10-⑤	・ペットボトル、白色トレイ及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の実施継続 ・広報みと、市ホームページ、SNS等による啓発	【点検】 【継続】

具体的施策 8 家庭における生ごみ減量化の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	生ごみ処理機器購入費補助制度の周知	・広報みと、市ホームページ、SNS等での周知 ・ごみ分別パンフレットへの掲載 ・ごみ収集カレンダーへの掲載 ・令和6年度補助の実績 コンポスト容器・EM容器：76器 電気式生ごみ処理機：151基	【点検】 【継続】
②	ホームページやSNS等を活用した生ごみの排出抑制に係る情報提供	・市ホームページ、SNS等を活用した情報提供（「家庭の30・10運動を実践しよう！」等）	【点検】 【継続】

基本施策 I-iii 再使用を推進する取組
 具体的施策 9 ライフスタイルの転換による再使用の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	リユースに関連する情報提供	・市ホームページでの周知 ・リユース事業者との連携による情報提供の検討	【点検】 【継続】
②	使用可能な粗大ごみのリユース事業の調査・研究	・先進自治体の事例を情報収集	【点検】 【継続】
③	エコバッグ持参の促進 7-③ 19-⑤	7-③に同じ	【点検】 【継続】

基本施策 II-i 分別等による再資源化へ向けた取組
 具体的施策 10 分別の促進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	分別及び適正排出の徹底	イベント, ごみ分別パンフレット, ごみ収集カレンダー, 市ホームページ, SNS 等による分別方法の周知	【点検】 【継続】
②	使用済小型家電の回収の強化	回収の強化に向けての調査・研究及び関係部署との協議	【点検】 【継続】
③	ごみ減量表彰制度の推進	環境フェア 2024 における集団資源物回収団体の表彰(2団体)	【点検】 【継続】
④	申込制による粗大ごみの戸別収集の周知 15-②	・ごみ分別パンフレット, ごみ収集カレンダー, 市ホームページ, SNS 等による分別方法の周知 ・電子申請に向けた庁内調整	【点検】 【継続】
⑤	ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集の強化 7-⑤	7-⑤に同じ	【点検】 【継続】

具体的施策 11 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	有害ごみの混入防止に向けた周知徹底及び分別品目拡大の検討・実施 16-②	・広報みと等を通じて適正な分別及び排出を周知するとともに、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)について、「JBRC回収協力店(市内11店舗)」及び清掃工場への受入を案内しながら、受入環境の充実策を検討	【点検】 【継続】
②	ペットボトルの水平リサイクルへ向けた取組の推進 19-④	・収集したペットボトルの一部を水平リサイクル業者へ引き渡しを実施 ・収集したペットボトルの全量実施に向けた関係者との調整	【点検】 【継続】
③	プラスチック使用製品の分別収集・再商品化手法の検討 7-①	7-①に同じ	【点検】 【継続】

基本施策 II-ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組

具体的施策 12 市民、事業者におけるリサイクル実践行動

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	集団資源物回収の促進	・集団資源回収に対し、報償金による支援 ・加入団体の促進を図るため、報償金の支給要件の緩和など、要項改正を実施(R7年4月施行) ・登録団体が減少の中、新規勧誘を実施(1団体増)	【点検】 【継続】
②	民間再資源化事業者によるごみの再資源化の促進	・民間再資源化事業者との適正処理困難物を含めた一般廃棄物の再資源化に向けた協議3回(7月, R7年2月, 3月)	【点検】 【継続】
③	店頭及び回収拠点の拡大	店頭回収を行っている小売店舗の調査	【点検】 【継続】
④	リサイクル品の優先購入の促進 13-⑤	・リサイクル品等の情報収集	【点検】 【継続】

具体的施策 13 行政におけるリサイクル実践行動

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	職員の減量意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内グループウェアインフォメーションへの掲示による職員向け啓発の実施（ごみマガ、宴会時等の30・10運動（歓送迎会、暑気払い、食品ロス削減月間、忘年会の時期に合わせて） ・食品ロス削減月間（10月）に本庁舎にきずなBOXを設置し、職員へフードドライブへの参加を呼びかけ、食品ロス削減の啓発・実施 	【点検】 【継続】
②	本庁舎における減量・分別の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎排出ごみのうち、再資源化可能なものを資源物として分別して回収（空き瓶、アルミ缶・スチール缶、雑誌・新聞紙・段ボール、ペットボトル） ・使用済小型家電回収ボックスの設置 	【点検】 【継続】
③	学校給食等における生ごみの再資源化の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食共同調理場から排出された生ごみのリサイクルを実施 ・学校給食共同調理場及び各単独調理場の給食廃油については、給食廃油売買契約を締結している買受人を通してリサイクルを実施 	【点検】 【継続】
④	剪定枝等の活用推進 19-⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝粉碎機貸与制度の周知 貸出実績：109件 ・市や水戸市公園協会の維持管理業務に伴い排出される剪定枝の再資源化施設への搬入促進 	【点検】 【継続】
⑤	リサイクル品の優先購入の促進 12-④	12-④に同じ	【点検】 【継続】

基本施策 Ⅲ-i 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬

具体的施策 14 ごみ排出ルールの指導徹底

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	ごみ排出ルールの指導	<ul style="list-style-type: none"> ・現場における指導（随時） ・適正にごみが出されていない場合は、違反事項等を明記したシールを袋に貼付した上で残置し、排出者の意識改善を図った。 	【点検】 【継続】

②	町内会・自治会未加入者，外国人市民に対するごみの分け方と出し方の周知徹底	・不動産業者を通しての指導・周知を実施 ・資源物とごみの分け方出し方パンフレット，外国語版パンフレット及びごみ収集カレンダーを用いた指導（随時）	【点検】 【継続】
---	--------------------------------------	---	--------------

具体的施策 15 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	収集運搬における民間活力の活用の促進	・R7年4月からの委託の拡大による収集エリアや収集運搬体制等の調整 ・水戸市ごみ収集運搬業務委託関係者連絡会議の開催（2回実施）	【点検】 【継続】
②	申込制による粗大ごみの戸別収集の周知 10-④	10-④に同じ	【点検】 【継続】
③	高齢者のごみ出し支援の検討・実施	・先進自治体の事例を情報収集しながら，支援のあり方を検討。（庁内協議（8月）） ・要支援認定者等に対して掃除やゴミ出し等の生活支援サービスを提供するボランティア団体等に対し，活動費の補助を実施	【点検】 【継続】

具体的施策 16 収集運搬作業環境の向上

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	労働安全研修会の実施と職員の意識向上	・熱中症対策講座（6月） ・交通安全講習会（7・8月） ・運転適性検査（8月） ・誘導研修会（5・10・2月） ・テールゲートリフター特別教育（2月） ・安全運転・作業の基本姿勢，当日の重点目標の共有化	【点検】 【継続】
②	有害ごみの混入防止に向けた周知徹底及び分別品目拡大の検討・実施 11-①	11-①に同じ	【点検】 【継続】

具体的施策 17 地域における適正排出及び分別の促進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	地域と連携した適正排出・分別に向けた取組の強化	・いきいき出前講座等説明会の随時受付(令和6年度開催の要請なし)	【点検】 【継続】

具体的施策 18 不法投棄の防止及び環境美化の推進

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	ごみの不法投棄防止への意識啓発	・広報みと、市ホームページ、SNS等、庁内モニターによる不法投棄防止への意識啓発 ・不法投棄防止用看板の配布	【点検】 【継続】
②	ごみの不法投棄防止監視活動の推進	・職員による巡回指導 ・不法投棄防止協力員による巡回活動 ・不法投棄防止監視カメラの運用	【点検】 【継続】
③	環境美化キャンペーン活動の実施	・ポイ捨て防止の巡回指導や、地域と連携した清掃活動の実施 ・ごみゼロの日キャンペーンの実施	【点検】 【継続】

具体的施策 19 脱炭素社会に向けた取組

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	環境負荷の少ないごみ収集車の導入の検討	・環境負荷の少ないごみ収集車に関する情報収集の実施	【点検】 【継続】
②	バイオマス製品の優先購入の推進	・バイオマス製品の調査研究	【点検】 【継続】
③	バイオマスプラスチックを使用した市指定ごみ収集袋の導入の検討 7-②	7-②に同じ	【点検】 【継続】
④	ペットボトルの水平リサイクルへ向けた取組の推進 11-②	11-②に同じ	【点検】 【継続】

⑤	エコバッグ持参の促進 7-③	7-③に同じ	【点検】 【継続】
⑥	剪定枝等の活用推進 13-④	13-④に同じ	【点検】 【継続】

基本施策 III-ii 施設の適正管理

具体的施策 20 ごみ処理施設の適正管理

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	現有施設の適正管理	・運営事業者による毎月の報告会において管理状況等を確認 ・運営業務委託のモニタリングを実施(業務適正実施の確認)	【点検】 【継続】
②	ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効利用の推進	・蒸気タービンによる発電 ・余剰電力の売却及び新たな利用策の検討	【点検】 【継続】

具体的施策 21 最終処分場の適正管理及び跡地整備

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	最終処分場の適正管理	・運営管理業務委託における日報, 月報等報告書やヒアリング等において, 水質や埋立量等を確認	【点検】 【継続】
②	第二最終処分場跡地の整備	・跡地整備に向けた検討	【点検】 【継続】

基本施策 III-iii 緊急時のごみ処理対策

具体的施策 22 災害時等緊急時への対策

No.	事業名	具体的施策の取組実績(令和6年度)	今後の方針
①	災害廃棄物の適正処理及び再資源化	・災害廃棄物の適正処理及び再資源化の事例研究	【点検】 【継続】
②	災害時のごみ処理に係る相互応援・支援体制の強化	・茨城県が主催する災害廃棄物研修(7月, 11月)に参加(災害廃棄物の初動対応等) ・関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム員養成演習に参加	【点検】 【継続】
③	廃棄物処理施設の防災体制の整備	・災害協定団体との連絡体制の確認	【点検】 【継続】

令和 6 年度 ごみ処理に係る受益者負担割合の実績について

1 経緯

一般廃棄物（ごみ）処理事業（以下「ごみ処理事業」という。）については、令和 2 年度の清掃工場「えこみっと」稼働を大きな転換点として、資源循環型の廃棄物処理システムを確立すべく、新たな分別収集制度を開始しました。

このような中、近年のごみ処理事業を取り巻く環境は、燃料費や人件費の高騰により歳出経費が増大傾向にあり、現行の一般廃棄物（ごみ）処理手数料制度を導入した当時と比べ大きく変化しています。

将来にわたり、ごみ処理事業の運営を安定的かつ健全に継続していくためには、今後見込まれる運営経費や社会情勢、市民の生活事情等を加味した上で、受益者負担の原則に基づく適正な費用負担のあり方の検討が必要となり、令和 6 年 2 月 26 日に、水戸市廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理手数料のあり方」について諮問を行い、同年 5 月 29 日、11 月 8 日、令和 7 年 1 月 14 日の審議を経て、同年 1 月 20 日に、近年の人口減少や物価上昇がさらに進んでいく社会情勢に鑑み、事業運営を安定的に継続するためには、手数料を改定することは妥当であるとの答申を受けました。

水戸市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、令和 7 年 3 月の水戸市議会定例会において、ごみ処理手数料等の改定に関する条例改正を行いました。（別紙のとおり）

2 受益者負担割合について

水戸市廃棄物減量等推進審議会の答申において、ごみ処理事業の運営状況を確認し、適正な進行管理を図るため審議会を毎年開催することとの意見が付されたことに基づき、運営状況の確認を行う指標として令和 6 年度の受益者負担割合の実績を下記のとおり報告します。

令和 6 年度 受益者負担割合

種類 \ 項目	①歳出 (ごみ処理経費)	②歳入 (手数料)	③歳入 (雑入)	② / (① - ③) 受益者負担割合
家庭系（集積所収集） 燃えるごみ 燃えないごみ	26.6 億円	4.1 億円	6.9 億円	21%
粗大ごみ (戸別収集)	6.8 千万円	0.8 千万円	0 円	12%
清掃工場への 直接搬入ごみ	6.0 億円	4.6 億円	0.01 億円	78%
特定家庭用機器 一般廃棄物 (清掃工場持込み)	62 万円	65 万円	0 円	105%

※ 端数処理を行っている。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の改定内容（令和8年4月1日から）

区分	現行	改定	受益者負担の考え方
燃えるごみ（集積所収集） 10リットル 1袋につき 20リットル 1袋につき 30リットル 1袋につき 45リットル 1袋につき ごみ処理券1枚につき	10円 15円 — 30円 30円	10円 20円 30円 45円 45円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
燃えないごみ（集積所収集） 10リットル 1袋につき 20リットル 1袋につき 45リットル 1袋につき ごみ処理券1枚につき	10円 15円 30円 30円	10円 20円 45円 45円	
資源物（集積所収集） 有害ごみ（集積所収集） 小型家電（拠点回収）	無料	無料	資源物であっても処理には経費がかかるが、更にリサイクルを推進していくため、政策として、市民に負担をいただかない。
粗大ごみ（戸別収集） 3辺の長さの合計が3m未満 1個につき 3辺の長さの合計が3m以上 1個につき	500円 1,000円	1,000円 2,000円	家庭から排出されるごみ処理は市の責任において行われるものであり、排出する者と排出しない者との公平性を確保するため、受益者負担の原則に基づき、処理に係る経費の一部を市民に負担いただく。
直接搬入ごみ 10kg当たり	130円	170円	
特定家庭用機器一般廃棄物 1台当たり	2,000円	3,000円	民間業者の同サービスとの均衡を図る。

一般廃棄物(ごみ)処理経費と受益者負担の実績及び今後の見通し

1 家庭系燃えるごみ・燃えないごみ(集積所収集)

(単位:億円)

項目	年度	実績				実績 平均	見通し 令和 10年度
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
歳出① ※1		23.3	25.2	25.4	25.9	25.0	29.3
歳入(手数料) ② ※2		4.0	3.8	3.9	3.7	3.9	3.4
歳入(雑入) ③ ※3		7.1	7.4	9.4	9.7	8.4	6.5
受益者負担割合 (②/①-③)		25%	21%	24%	23%	23%	15%

※1 歳出①は、家庭系ごみ処理に係る職員人件費、ごみ収集袋等作成、収集運搬、清掃工場運営、第三最終処分場運営等に関する経費である。

※2 歳入(手数料) ②は、家庭ごみ(燃えるごみ、燃えないごみ)を排出する際に使用する袋・券による手数料である。

※3 歳入(雑入) ③は、ごみ焼却施設余剰電力売電収入、資源物売払い収入等である。

2 粗大ごみ(戸別収集)

(単位:千万円)

項目	年度	実績				実績 平均	見通し 令和 10年度
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
歳出① ※1		4.8	4.6	4.6	6.0	5.0	10.0
歳入(手数料) ② ※2		0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
受益者負担割合 (②/①)		19%	17%	17%	13%	17%	9%

※1 歳出①は、粗大ごみ処理に係る職員人件費、粗大ごみ処理券作成、粗大ごみ戸別収集運搬、清掃工場運営、第三最終処分場運営に関する経費である。

※2 歳入(手数料) ②は、粗大ごみを排出する際に使用する券による手数料である。

3 清掃工場への直接搬入ごみ

(単位:億円)

項目	年度	実績				実績 平均	見通し 令和 10年度
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
歳出① ※1		4.5	4.9	4.9	5.0	4.8	6.0
歳入(手数料)② ※2		4.0	4.2	4.4	4.5	4.3	4.2
歳入(雑入)③ ※3		0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01
受益者負担割合(②/①-③)		89%	86%	90%	90%	89%	69%

※1 歳出①は、直接搬入のごみ処理に係る職員人件費、清掃工場、第三最終処分場運営等に関する経費である。

※2 歳入(手数料)②は、ごみ処理施設に搬入するときの手数料である。

※3 歳入(雑入)③は、直接搬入資源物の売却等による収入である。

4 特定家庭用機器一般廃棄物(清掃工場持ち込み)

(単位:万円)

項目	年度	実績				実績 平均	見通し 令和 10年度
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
歳出①		38.5	39.3	38.9	39.4	39.0	87.2
歳入(手数料)②		19.4	20.4	25.2	48.4	28.4	43.6
受益者負担割合(②/①)		50%	52%	65%	123%	73%	50%

※ 特定家庭用機器一般廃棄物とは、家電4品目(テレビ, エアコン, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機)をいう。上記手数料は、清掃工場から指定引取場所(ひたちなか市内)までの運搬費である。

分別区分の変更について（自転車）（案）

1 変更の目的

現在、自転車の排出方法については、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第4条の2の規定により、燃えないごみ処理券（30円/台）を貼り付け、燃えないごみの日に集積所に排出することとしている。

自転車の収集においては、パッカー車への積込みの際、自転車を巻き込むことにより機械装置が損傷することに加え、業務職員が巻き込まれる等怪我の危険性があるため、車両の維持管理や職員の安全作業の観点から、令和3年4月より、燃えないごみを収集した後、平ボディー車（資源回収車）に乗り換え、自転車のみを収集している状況である。

また、委託業者においても、市と同様、令和3年10月から平ボディー車による収集に変更している。

このことから、令和8年4月1日から下記のとおり変更するものとする。

2 変更事項（自転車の分別区分）

現在の区分	手数料	➡	令和8年4月1日からの区分	手数料
燃えないごみ	30円/台		粗大ごみ	1,000円/台

（参考：令和6年度実績で分別区分を変更した場合の受益者負担割合を試算）

歳出①	10,688千円	➡	歳出①	25,000千円
歳入（手数料）②	88千円		歳入（手数料）②	3,000千円
受益者負担割合(②/①)	0.8%		受益者負担割合(②/①)	12.0%

3 スケジュール（概要）

令和8年1月～ 周知（広報みと、市ホームページ等）
 令和8年4月 新たな分別区分による収集開始

4 参考 <近隣自治体における自転車の収集区分>

市町村名	収集区分
笠間市	粗大ごみ
ひたちなか市	資源物（電動自転車含む）または粗大ごみ（プラスチック製）
那珂市	粗大ごみ
小美玉市	粗大ごみ（または処理困難物）
茨城町	粗大ごみ
大洗町	粗大ごみ（電動自転車含む）
城里町	粗大ごみ
東海村	粗大ごみ（電動自転車含む）

分別区分の追加について（小型充電式電池）（案）

1 背景・目的

現在、リチウムイオン電池等の小型充電式電池は、電化製品等に広く利用されている。これらは、適切に扱わなければ発火の危険性があるにも関わらず、排出方法が限られている又は分かりづらいことから、排出の過程で燃えないごみ等に混入し、ごみ収集車や清掃工場での火災が全国的に増加している。本市の清掃工場においても、年間 40 件程度の発火事例があり、安全かつ確実に回収・処理する体制を早期に整備するとともに、市民にとって、より排出のしやすい仕組みを構築する必要がある。

2 実施内容

これまで、市民が小型充電式電池を排出しようとした際の主な方法は、清掃工場への直接搬入又は家電量販店等に設置されている（社）JBRC のリサイクル BOX に投入^{*}する方法に限られていた。

今回、小型充電式電池を有害ごみのひとつとして位置づけるとともに、新たな排出方法として、拠点回収を追加することとする。

回収場所については、以下の 4 か所で開始し、回収状況等を見ながら、段階的に増設を検討する。

- (1) 開始時期 令和 8 年 4 月 1 日から
- (2) 回収場所 市役所本庁舎、赤塚出張所、常澄出張所及び内原市民センターの 4 か所
- (3) 回収品目 小型充電式電池単体及びボックス投入口に入る大きさの小型充電式電池を含む電化製品（例：モバイルバッテリー、加熱式たばこ、ハンディファン等）
- (4) 周知徹底事項
 - ア 膨張がある場合は、回収ボックスに入れずに清掃工場へ直接搬入する。
 - イ 小型充電式電池単体については、絶縁テープ等で絶縁処理する。

3 効果

- (1) 火災リスクの低減と職員・施設の安全確保
- (2) 市民利便性の向上（排出先の明確化）

4 スケジュール（概要）

令和 8 年 1 月 周知（広報みと、市ホームページ、分別パンフレット等）

令和 8 年 4 月 拠点回収開始（4 か所）

5 参考 <近隣自治体における小型充電式電池の回収方法>

市町村名	拠点回収	清掃工場持込
笠間市	○	○
ひたちなか市		○
那珂市		○
小美玉市		○
茨城町	○	○
大洗町	○	○
城里町		○
東海村	○	○

^{*}JBRC 加盟企業の製品であること、小型充電式電池単体及びモバイルバッテリーのみの回収であることなど、回収できる製品に制限がある。